

必要な経費について

入学してから1年間に必要な諸経費をまとめると、右の表のようになります。

授業料については、1～3年生の間は、公立高校授業料相当額の**118,800円**が、**就学支援金**により支給されますので、その分の負担が軽減されます。

さらに、保護者等の所得に応じ就学支援金が増算された場合、1年間に支払う授業料の金額が**無料**となる場合もあります。

※保護者等の所得によっては、全額負担となる場合もあります。

なお、2学年からは、**※入学時に必要な経費**を除いた金額が必要なほか、教科書代として学年・学科により13,000円から30,000円程度が必要です。

授業料だけでみると、公立の高等学校に比べ見高いように見受けられますが、右記以外の学校納付金等はほとんど必要ありません。

さらに本科を卒業後、高専専攻科あるいは大学3年次に編入学した場合は、公立高校から大学に進学する場合に比べ、圧倒的に安くなります。

項目	金額	備考
入学料	84,600円	※入学時
授業料	234,600円	年額(前期後期分納)
学生会入会金	1,000円	※入学時(5月末)
学生会費	8,500円	年額(5月・8月に分納)
新入生合宿研修費	約7,000円	※入学時(4月末)
教科書・教材教具	約80,000円	※入学時
後援会入会金	10,000円	※入学時(5月末)
後援会費等	20,000円	年額(5月・8月に分納)
同窓会入会金	20,000円	※入学時(5月末)
合計	465,700円	

入学料及び授業料免除・奨学金などの制度

免除・徴収猶予

■ 入学料について

入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している方が死亡または風水害等の災害を受けた場合等の事情により、納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額または半額を免除する制度があります。また、経済的理由で納付期限までに納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合は、徴収猶予を許可する制度があります。

■ 授業料について

本科4・5年生及び専攻科生は、**国の高等教育の修学支援新制度**(授業料等減免、給付型奨学金)の支給の2つの支援)を受けることができます。

この制度は、学ぶ意欲があり、世帯収入や資産の要件を満たしている学生全員が対象で、給付型奨学金と併せて申込みをしていただくことで、授業料等減免を受けることができる制度です。

奨学金の支援区分により、I(満額)、II(⅔)、III(⅓)の授業料免除を受けることができます。

その外、災害特例や卓越した学生に対する免除制度もあります。

奨 学 金

学業、人物ともにすぐれ、学費の支弁が困難と認められる者には選考により日本学生支援機構の奨学金が貸与されます。

奨学金の貸与月額は右表のとおりです。

その他、地方公共団体、民間会社などの奨学制度もあります。

種類	学 年	月額の種類	自宅通学	自宅外通学
一種 (無利子)	1～3年生		21,000円	22,500円
			10,000円	
	4～5年生	最高月額	45,000円	51,000円
最高月額 以外の月額		30,000円 20,000円	40,000円 30,000円	
二種 (有利子)	4年生以上	20,000円から120,000円までの 1万円単位で額を選択		